

生徒心得

学校は人間形成における総合学習の場である。この生徒心得は本校の教育目標を達成するために必要な共通のルールを示したものである。各自が内容をよく理解し、自覚を持って、積極的に守ること。

◎ 礼儀について

お互いの立場や人格を尊重して、人としての礼儀正しい節度のある態度で他人に接すること。

- 1 暴力の行使は絶対にしてはならない。言葉による暴力もこれを許容しない。
- 2 人に対して常に親しみと敬愛の念を持って接し、言葉遣いや態度には充分注意を払うこと。挨拶、校内での会釈を忘れないこと。外来者に対しても同様に礼儀正しく対応すること。

◎ 授業について

学校は学習の場であり、学習は生徒の本分であることを自覚し、学校生活の中心である授業を大切にすること。

- 1 毎日の予習・復習を怠らず、単位の修得に努力すること。
- 2 始業前の予鈴までに登校し、定められた席につき、授業の開始を待つこと。
- 3 授業の始めと終わりに全員起立して挨拶を交わすこと。冬期はブレザーを着用すること。
- 4 授業妨害等絶対あってはならない。

◎ 校舎・校具について

学習の場にふさわしい環境作りのため、常に美化・整頓に努め公共物を大切にすること。

- 1 清掃当番は自主的にその責任を果たすこと。
- 2 公共物の破損は実費弁償を原則とする。

◎ 登下校について

登下校においては、交通規則を厳守し、積極的にマナーを守り通学すること。

- 1 始業5分前には登校し、完全下校を守ること。
- 2 登校時から放課後までは、許可なく校外に出てはならない。やむを得ない理由があり外出や早退をするときは、生徒指導部の許可を得ること。
- 3 農道を通して通学してはならない。
- 4 自転車通学を希望する者は、生徒指導部に許可を得ること。許可を受けた者は別に定める「自転車通学に関する規則」を守ること。

◎ その他

- 1 学割の発行は保護者等・担任・生徒指導部の許可を経て、事務室に申請すること。
- 2 金銭の貸借は禁止する。
- 3 学校生活に不必要な物品等は、校内に持ち込まないこと。
- 4 私物の管理に努め、貴重品を身辺から離すときは、必ず関係の先生に預けること。
- 5 校内での紛失物や拾得物は直ちに生徒指導部に届け出ること。
- 6 校内における掲示物の掲示・配布物については、事前に生徒指導部の許可を得ること。

各種の規則

◎ 身だしなみについて

- 1 登下校・特別活動・部活動等本校生徒として行動するときは、必ず本校指定の制服を着用し、日常生活においても、高校生としてふさわしい服装・身だしなみを心がけること。ただし、大掃除の日や本校が指定する期間においては、体操服での登下校を許可する。
- 2 制服の変形は禁止する。制服を譲り受ける場合は生徒指導部へ届け出て許可を得ること。
- 3 夏の期間は5月1日～10月31日、冬の期間は4月1日～4月30日及び11月1日～3月31日とする。
- 4 頭髪の加工は禁止する。
- 5 化粧及びアクセサリー（指輪・ピアス・リボン・黒紺以外のゴム・髪飾り等）は禁止する。
- 6 やむを得ない理由があり異装するときは、生徒指導部へ届け出て許可を得ること。

◎ 考査について

- 1 考査は学習を怠らず、公正な態度で受験し、不正又はこれに類した行為をしてはならない。
- 2 不正又はこれに類した行為があったときは、その科目の得点を零点とする。
- 3 考査中の所持品は教室の前後にまとめ、机中などの手元に置いてはならない。
- 4 考査中の私語や物品の貸借は禁止する。
- 5 必要があるときは挙手をして、監督の先生の指示を受けること。
- 6 考査開始後20分以上遅刻したときは入室せず、教務部で指示を受けること。また、考査が終了するまで退出してはならない。
- 7 考査期間中（時間割発表から、考査期間終了後、教務部の指示があるまでの期間）の職員室の出入りは禁止する。
- 8 考査開始1週間前から終了までの期間は部活動を原則として禁止する。

◎ バイク等の禁止について

- 1 在学中に、バイク・自動二輪・四輪車等の免許を取得してはならない。
- 2 バイク等に乗ってはならない。
- 3 バイク等を購入してはならない。
- 4 バイク等に乗せてもらってはならない。（家族は除く）

◎ 掲示・出版・放送について

- 1 生徒が掲示・出版・放送等をする場合は、あらかじめ生徒指導部の許可を受けること。
- 2 掲示は指定の掲示板で、責任者を明記し、掲示期間は1週間以内とする。
- 3 個人的な掲示・出版・放送は禁止する。

◎ アルバイトについて

- 1 生徒の本分は学習にある。従ってアルバイトは原則として禁止する。
- 2 家庭の経済的な理由でやむを得ずアルバイトを必要とする者は、保護者等・担任を経て生徒指導部の許可を得なければならない。ただし、成績が不良ならば許可しないことがある。
- 3 次の場合は、許可しない。
 - (1) 事業所が適当でないもの
 - (2) 接客業（アルコールを伴うもの）
 - (3) 危険を伴うもの
 - (4) 重労働のもの
 - (5) 夜間作業のもの
 - (6) 宿泊を伴うもの

◎ 自転車通学について

自転車通学を希望する者は、次の手続きを行い下記遵守事項を必ず守ること。

1 自転車通学の願出

希望者は、入学のしおりに記載されている所定の「自転車通学許可願」と必要に応じて「木津川橋通行証購入申込書」を提出する。

また、学校の最寄り駅から自転車通学を希望する者は、駅周辺の駐輪場と各自契約すること（契約書類の提出は不要）。

2 自転車通学の許可

審査のうえ許可する。許可された者には許可証及びステッカーを交付する。

原動機付き自転車は認める。

3 自転車通学遵守事項

(1) ステッカー、木津川橋通行証は後輪泥よけの指定された場所に貼ること。泥よけがない自転車には泥よけをつけておくこと。

(2) 自転車の整備は怠ってはならない。

ハンドルを变形したりハブステップなどを付けてはならない。

ライトは、備え付けのオートライトが望ましい。（常時点灯する）

(3) 校内では所定の自転車置場に置き、必ず施錠すること。

学校周辺地域に自転車を放置してはならない。

農道など立入禁止区域には乗り入れてはならない。

(4) 自転車の貸し借りはしてはならない。

(5) 自転車は、8時20分までに登校すること。

(6) 交通規則を遵守し事故の防止に万全を尽くすこと。

傘さし運転・二人乗り・二列並進・通行帯違反・無灯火運転及び自転車乗車中の携帯電話使用等は厳禁。

4 カップについて

3年間の使用に耐えうる品質のものを購入すること。透明のビニール製のものは許可しない。ポンチョタイプ、セパレートタイプどちらでも構わないが目立つ色合いを選ぶことを勧める。カップには必ず氏名を記入しておくこと。

5 事故に遭遇したら

加害者の場合も被害者の場合も

(1) 警察に連絡し、その場に来てもらうこと。

(2) その時は痛みなどなくても病院へ行くこと。

(3) 相手の名前・連絡先は必ず聞いておくこと。

(4) 保護者等・学校に必ず連絡をすること。

6 自宅から最寄りの駅への自転車通学は申請の必要はない。

◎制服について

冬服期間 4月1日～4月30日、11月1日～3月31日

- (1) ブレザーを着用し、ネクタイ・リボンをつけ第1ボタンを留めること。
- (2) 登下校時は、ブレザーを着用すること。
※授業での開始・終了時の挨拶はブレザーを着用すること。
※始(終)業式の式典はブレザーを着用すること。
- (3) 授業中は、気候や教室内の気温に合わせて各自で体温調節すること。

夏服期間 5月1日～10月31日

- (1) ブレザー・ネクタイ・リボン・ベスト・セーターの着用は任意。(登下校時を含む)
- (2) ポロシャツ・カッターシャツのどちらを着用してもよい。(1・2年生のみ)
※ネクタイ・リボンを着用しない場合は、第2ボタン以下を留めること。
- (3) 授業中は、気候や教室内の気温に合わせて各自で体温調節すること。

	冬服期間 4/1～4/30、11/1～3/31	夏服期間 5/1～10/31
ブレザー	○(着用は必須)	どちらでも良い
ネクタイ・リボン	○(着用は必須)	どちらでも良い
ベスト・セーター	どちらでも良い	どちらでも良い
ポロシャツ(1年生)	×(着用は不可)	どちらでも良い
防寒具	どちらでも良い(4月始業式以降×)	×(着用は不可)

通学くつ(学校指定のものはありません)

- (1) 黒色のローファーで登下校すること。
- (2) ひもや金属類、リボン等の装飾品をつけていないものを選ぶこと。

くつ下(学校指定のものはありません)

- (1) 白色・黒色または濃紺色の無地で、ワンポイントまで認めます。
- (2) 足首を隠す長さから膝下までのものを選ぶこと。着圧が緩いものは除く。

ベルト(学校指定のものはありません)

- (1) 黒色の合皮、本革等の素材で1Pベルト(ベルトの穴)を選ぶこと。
また、ハトメ部分に金具がないものを選ぶこと。

防寒着の着用について

○防寒着の着用については11月から4月始業式前日までとする。

- (1) 防寒着(上着のみ)は白色～黒色及び紺色を選ぶこと。
- (2) ポリエステル、ナイロン生地 ウインドブレーカーやダウンを選ぶこと。
- (3) コートは、ウール、ポリエステル生地 ハーフコートの長さまでを選ぶこと。
(上記の色を基調にしたものであればデザインは問わない。)
- (4) マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳当ては色やデザインとも自由とする。
- (5) 黒タイツの着用を認める。(登下校時、校舎内で着用)

タイツを着用する場合は、学校指定のものはありません。

○黒の80デニール以上の厚手のものを着用すること。靴下(黒・濃紺)を履くこともできる。

○タイツに類似するものの着用も認めるが、必ず、靴下を履くこと。

○光沢があるもの、ロゴやラインがあるもの、圧着が緩いものはタイツに認めません。

(注) 体育時にタイツを着用することはできません。

体操着で学校生活を過ごす際(大掃除等)にタイツを着用するのであれば、クォーターパンツではなく、体操着の長ズボンを履くこと。

- (6) ひざ掛けを使用する場合は、学校指定のものはありません。(校舎内で利用)

○色や柄は自由です。ただし、座位の姿勢時に使用すること。教室移動の際に腰に巻いて移動することがないように、折りたたんで持ち運ぶこと。また、考査期間中は使用できません。